

＜浜松市からのお知らせ＞

平成 28 年 4 月

日本脳炎ワクチン第 1 期接種の未完了者について

平成 19 年 4 月 2 日から平成 21 年 10 月 1 日生まれの方は、9 歳の誕生日の前日から 13 歳の誕生日の前日までの間に、日本脳炎ワクチン第 1 期末接種分を定期接種として実施できます。

(平成 28 年 4 月 1 日付けで予防接種実施規則の一部が改正されました。)

生後 6 か月以上 7 歳 6 か月未満に 1 回も接種していない方	6 日以上 (標準的には 6 日～28 日) の間隔をおいて 1 回目及び 2 回目を接種し、その後 6 か月以上 (標準的にはおおむね 1 年) の間隔をおいて 3 回目を接種する。 その後、なるべく間隔をあけて第 2 期 (4 回目) を接種する。
生後 6 か月以上 7 歳 6 か月未満に 1 回または 2 回接種済みの方	6 日以上の間隔をおいて第 1 期の不足分を接種する。 その後、なるべく間隔をあけて第 2 期 (4 回目) を接種する。

※詳細は、厚生労働省ホームページ「日本脳炎ワクチン接種に係る Q & A」(http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou20/nouen_qa.html) を御確認ください。

【問い合わせ先】

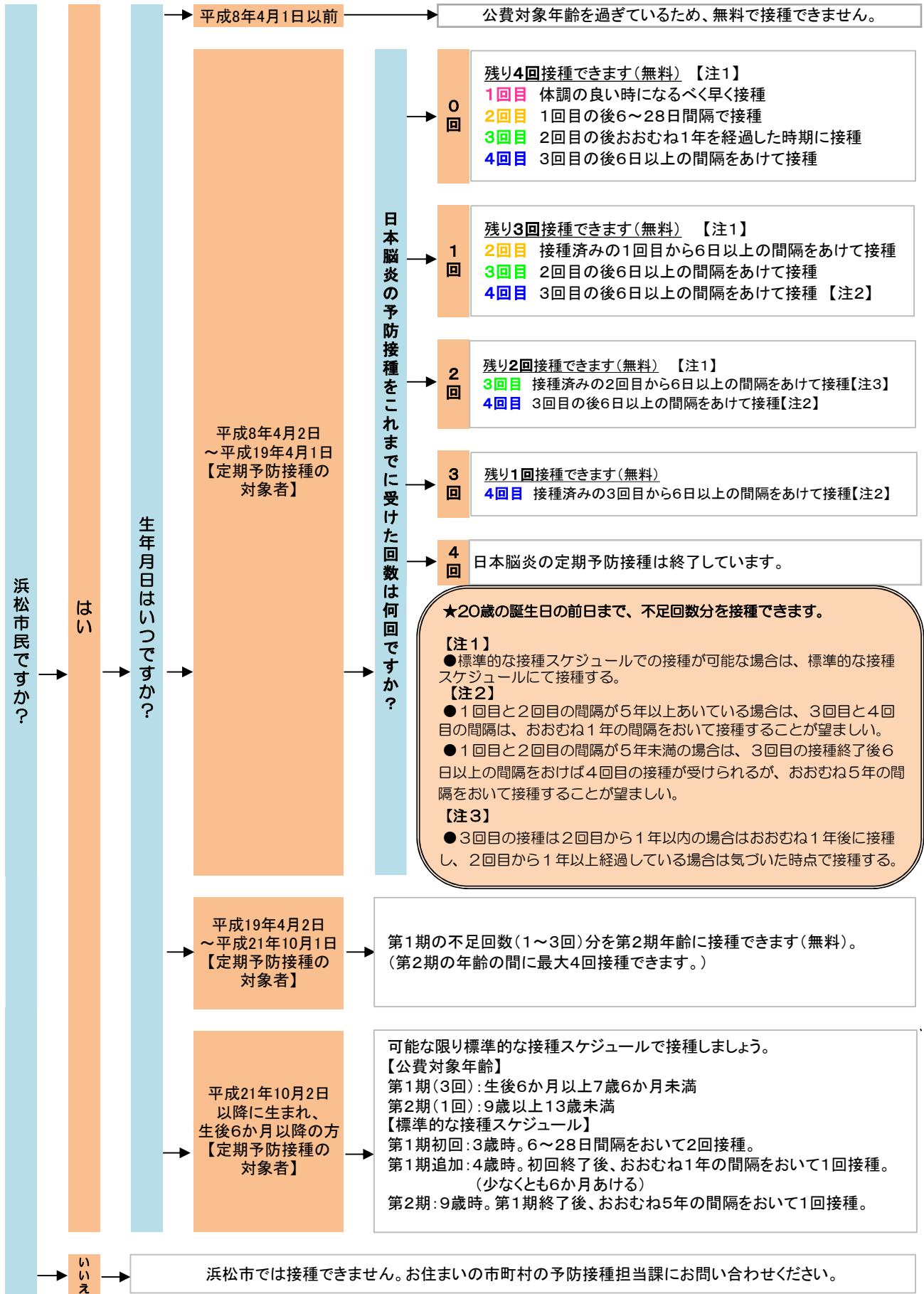
浜松市 健康増進課 (保健所内)
電話 453-6119

日本脳炎の予防接種 接種回数フローチャート

平成28年4月

接種の回数やスケジュールは、対象者の年齢とこれまでの接種回数によって異なりますので、下のフローチャートで確認してください。

※標準的な接種年齢は3歳以降であるため、浜松市では3歳児健診と合わせ個別通知しています。日本脳炎の定期予防接種の対象年齢に該当する方は無料で接種できます。それ以外の方につきましては任意の予防接種となり、費用は自己負担となります。



※接種スケジュールは国から示された予防接種実施規則およびQ&Aに基づき作成しています。